

令和8年度 文教・科学技術予算について

令和7年12月
主計局文部科学係

目 次

1. 教育・科学技術予算の全体像
2. 教員の働き方改革
3. いわゆる教育無償化（高校授業料・給食費、奨学給付金）
4. 高等教育予算の抜本改革（国立大学、私立大学）
5. 科学技術予算の改革
6. 宇宙政策、その他重点分野の予算
7. 文化庁予算
8. スポーツ庁予算

目 次

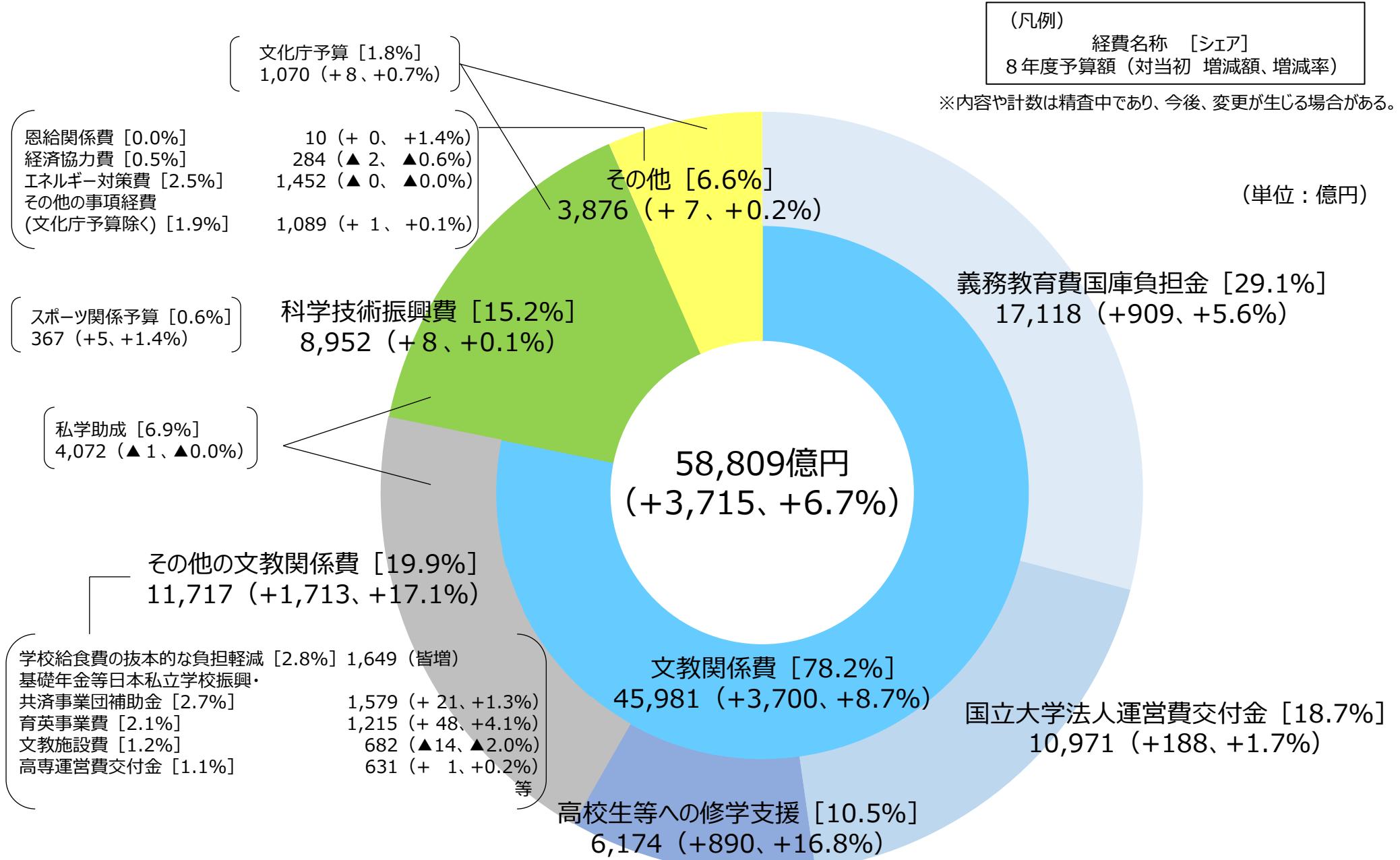
1. 教育・科学技術予算の全体像
2. 教員の働き方改革
3. いわゆる教育無償化（高校授業料・給食費、奨学給付金）
4. 高等教育予算の抜本改革（国立大学、私立大学）
5. 科学技術予算の改革
6. 宇宙政策、その他重点分野の予算
7. 文化庁予算
8. スポーツ庁予算

教育・科学技術予算の全体像

- 一連の政党間合意を踏まえ、いわゆる教育無償化を実現。
 - ✓ いわゆる高校無償化（就学支援金制度の拡充）について、**収入要件を撤廃**した上で、**私立全日制の支給上限額**を現行の39.6万円から**45.7万円に引上げ**。あわせて、都道府県の1/4負担を導入。（拡充分の国費+1,876億円）
 - ✓ 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について、給食を実施する公立小学校を対象に、児童1人当たり**月5,200円**を支援。あわせて、都道府県の1/2負担を導入。（国費+1,649億円）
 - ✓ これらを実施するための安定財源は、歳出改革や税制措置（租税特別措置見直し等）により確保。
- 公立小中学校等の教職員給与について、人事院勧告の反映（+3.4%）や教職調整額の段階的引上げ（5→6%）等により大幅に改善。あわせて、R8から3年間で**中学校の35人学級**を実現。
- 物価上昇等が継続する中においても、国立大学における基礎研究の充実等を図る観点から、**国立大学法人運営費交付金を大幅に増額**（+188億円）。
- 科研費の大幅な増額（+101億円）により基礎研究の充実強化を行うとともに、**A I・量子・バイオ・宇宙**等の重要技術領域に係る研究開発等を戦略的に推進。

	令和7年度	令和8年度	差額 (伸び率)
文教及び科学振興費	56,560億円	60,406億円	+ 3,846億円 (+ 6.8%)
うち、文教関係費	42,339億円	46,029億円	+ 3,690億円 (+ 8.7%)
うち、科学技術振興費	14,221億円	14,378億円	+ 156億円 (+ 1.1%)
(参考) 文部科学省予算	55,094億円	58,809億円	+ 3,715億円 (+ 6.7%)

令和8年度 文部科学省予算（一般会計）



目 次

1. 教育・科学技術予算の全体像
2. 教員の働き方改革
3. いわゆる教育無償化の実現（高校授業料・給食費、奨学給付金）
4. 高等教育予算の抜本改革（国立大学、私立大学）
5. 科学技術予算の改革
6. 宇宙政策、その他重点分野の予算
7. 文化庁予算
8. スポーツ庁予算

大臣合意（令和6年12月24日）

教師を取り巻く環境整備に関する合意

標記について、以下の通り合意する。

1. 教職調整額の率を令和12年度までに10%への引上げを行うこととし、時間外在校等時間の削減を条件付けすることなく、来年度に5%とし、以降確実に引き上げる。このため、給特法改正案を次期通常国会に提出する。
2. 中間段階（令和9年度以降）で、文部科学省・財務省両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置する。
3. 職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算や若手教師のサポート等を担う新たな職の創設に伴う新たな級による処遇を実現するとともに、多学年学級担当手当の廃止など他の教員特有の給与について見直しを行う。
4. 今後、指導・運営体制の充実を4年間で計画的に実施することとし、令和7年度においては、小学校35人学級の推進等に加え、小学校教科担任制の第4学年への拡大、新採教師の支援や中学校の生徒指導担当教師の配置拡充などに必要な教職員定数5,827人を改善する。
また、財源確保とあわせて、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うとともに、5.に示す「働き方改革」に資する外部人材の拡充など実効的な人員拡充策を講じる。
5. 学校における働き方改革を強力に進めるため、学校・教員の業務見直しの厳格化及び保護者からの電話対応を含む外部対応・事務作業等の更なる縮減・首長部局や地域への移行や部活動の地域展開等による本来業務以外の時間の抜本的縮減、勤務時間管理の徹底、教育委員会ごとの業務量管理計画の策定、在校等時間の「見える化」、校務DXの推進、授業時数の見直し、長期休暇を取得できる環境整備などを行う。
こうした取組を進めることを通じて、将来的に、教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは、今後5年間で（令和11年度までに）、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目標とする。
6. 将來の給特法及び教職調整額のあり方については、文部科学省において、時間外在校等時間が月20時間程度に到達するまでに、幅広い観点から諸課題の整理を行う。

令和6年12月24日

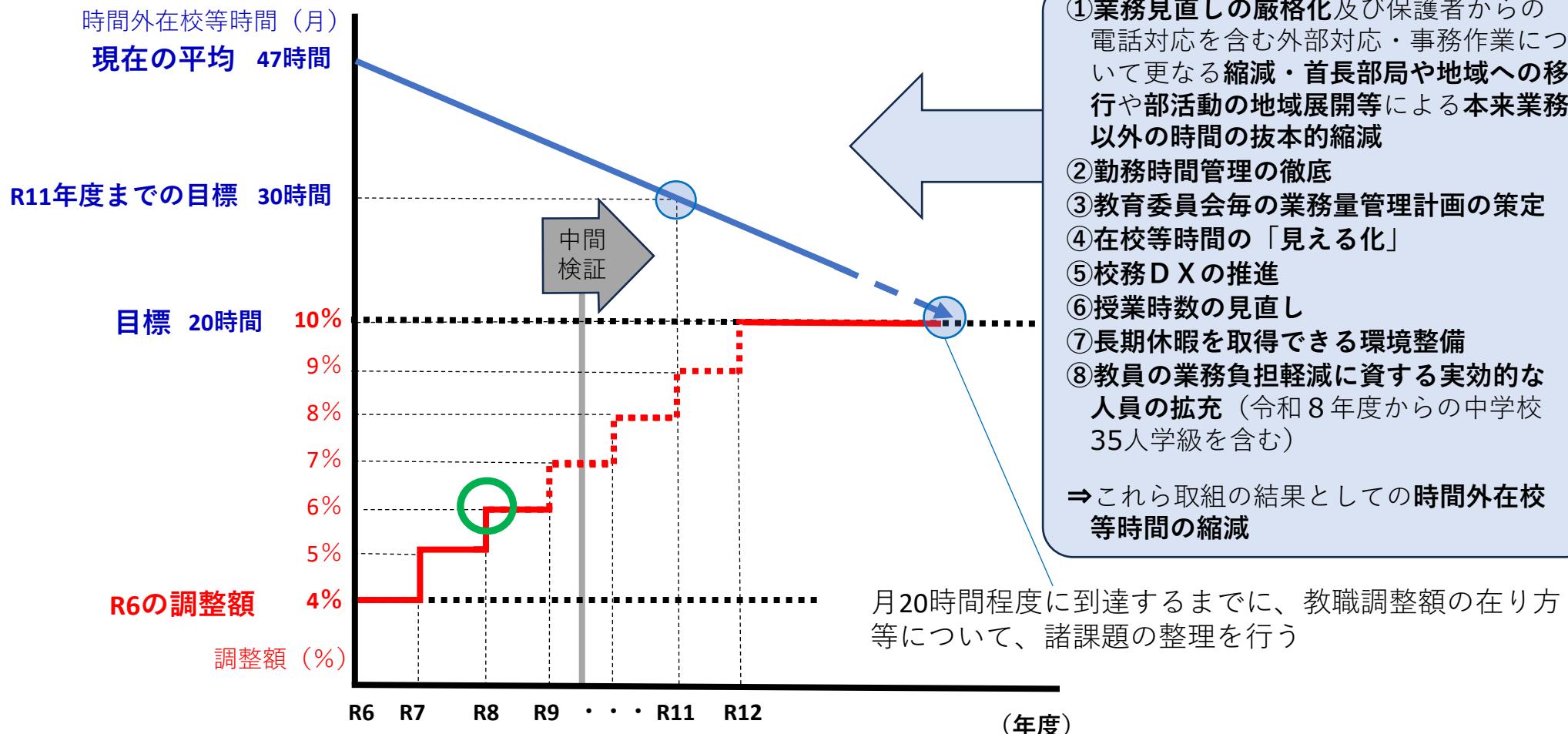
財務大臣

文部科学大臣

義務教育（教職調整額の段階的引上げ）

- 令和12年度までに10%へ引き上げこととなっており、令和7年度は5%、**令和8年度は6%**と確実に引き上げ。
- 中間段階（令和9年度以降）で文部省・財務省で検証を行い、「働き方改革」の進捗や財源確保の状況を確認しながら、その後の調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて検討・措置。
- 教師の平均時間外在校等時間は、**令和11年度までに月30時間程度**に縮減し、**将来的に月20時間程度**を目指す。それまでに、**将来の給特法及び教職調整額の在り方について、幅広い観点から諸課題の整理**を行う。

<段階的引上げのイメージ>



①業務見直しの厳格化

◆「学校と教師の業務の3分類」(令和7年9月25日 文部科学大臣告示)の概要

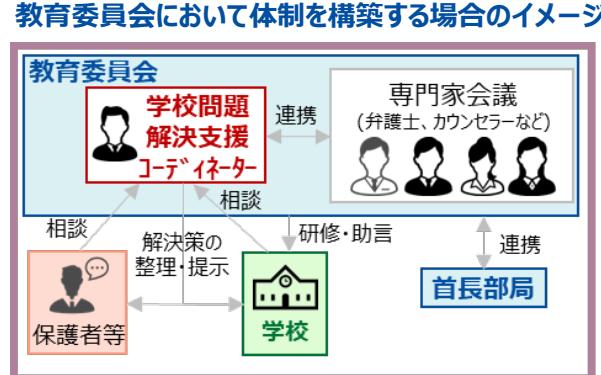
(注) 赤字は今般の指針改正に伴い新たに追加。

基本的に学校以外が担うべき業務 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務 教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)</p> <p>④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>⑥調査・統計等への回答(デジタル技術、事務職員等)</p> <p>⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(事務職員等)</p> <p>⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(事務職員等)</p> <p>⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理(外部委託等)</p> <p>⑩校舎の開錠・施錠(役割分担の見直し等)</p> <p>⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮(地域住民等の支援等)</p> <p>⑫校内清掃(地域住民等の支援等)</p> <p>⑬部活動(部活動の地域展開等)</p>	<p>⑭給食の時間における対応(栄養教諭等)</p> <p>⑮授業準備(補助的業務を教員業務支援員等を中心実施、デジタル技術の活用)</p> <p>⑯学習評価や成績処理(補助的業務を教員業務支援員等を中心に実施、デジタル技術の活用)</p> <p>⑰学校行事の準備・運営(事務職員との協働、外部委託等)</p> <p>⑱進路指導の準備(事務職員等との協働)</p> <p>⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの協働等)</p>

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

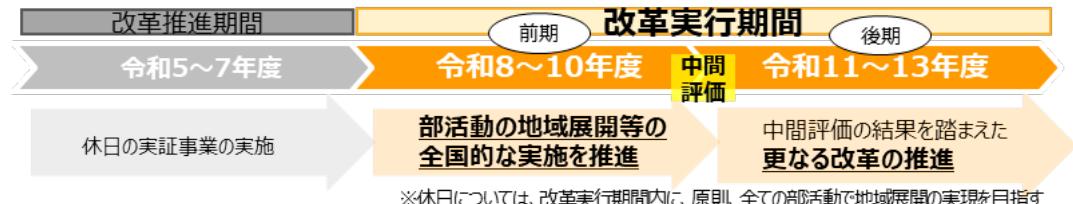
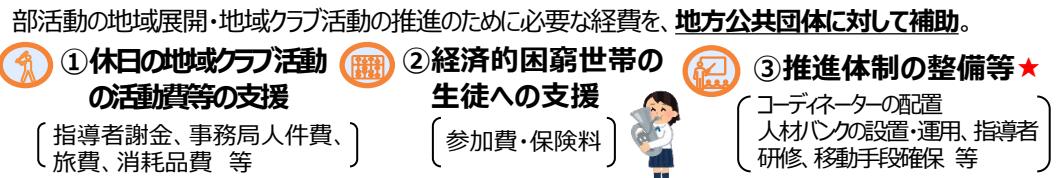
行政による学校問題解決のための支援体制構築事業
: R8予算案 2億円 (+ 1億円)

✓ 保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について、学校のみによる対応とせず、様々な専門家と連携した行政による支援体制を構築。



◆部活動の地域展開等

部活動の地域展開等の全国的な実施 : R8予算案 50億円 (+ 18億円)



※休日については、改革実行期間内に原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

②勤務時間管理の徹底、③教育委員会毎の業務量管理計画、④在校等時間の「見える化」

- 令和7年6月に成立した改正給特法（R8.4施行）に基づき、**教育委員会が文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、当該指針（文科大臣告示）を改正し、働き方改革の更なる推進に向けて、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに指針に位置付け。**



改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進
- ・ 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」（以下「実施計画」）を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合
→ 100%とすることを目指す
 - ✓ 1年間ににおける教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間
→ 平均で30時間程度となることをを目指す
 - ✓ 1年間時間外在校等時間
→ 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ・ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. 服務監督教育委員会が講すべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

⑤校務DXの推進

現状・課題

- DXによる教師の業務効率化等に向け、2026年度から4年間かけてパブリッククラウドを前提とした**次世代校務DX環境への移行**を順次進めることとしているが、現状ではその**整備率は6.1%にとどまっている**。
- また、次世代校務DX環境への移行に当たっては「異動先でも同じシステムが利用可能となり、県費負担教職員の人事異動の際の負担が軽減する」といった**学校における働き方改革の観点**や、「同じシステムが利用可能となることで、児童生徒の転校等が生じた際にもデータの継続性が確保される」といった**データ利活用の観点**から、**都道府県域内一体となって共同調達・共同利用を推進することが重要**。

次世代校務DX環境の全国的な整備（R7補正 33億円の内数）

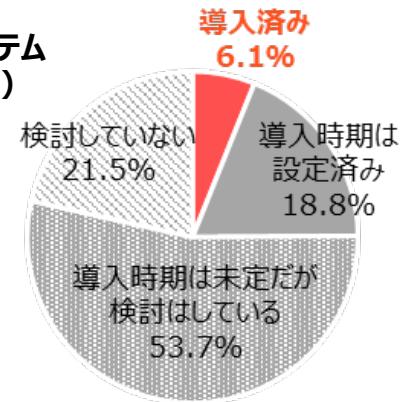
事業内容（R7補正）

- 都道府県域での共同調達・共同利用等を前提とした**次世代校務DX環境の整備支援**
⇒ 都道府県域での共同調達・共同利用及び帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（**校務系・学習系のネットワークの統合**に係る費用や、**校務支援システムのクラウド化**に係る費用等）を支援

補助率等

- ・事業主体：都道府県、市町村
- ・補助割合等：3分の1
- ・予算単価（事業費ベース）：6,800千円/校

次世代型校務支援システムの導入状況（R6年度）



校務系・学習系ネットワークの統合イメージ（例）



⑧教員の業務負担軽減に資する実効的な人員の拡充

教職員定数の改善

■ 義務教育費国庫負担金

【R8予算案：1兆7,118億円（+909億円）】

<主な内容>

中学校35人学級化 5,580人

- ✓ 中学校35人以下学級を令和8年度から3年かけて実現するための教職員定数を措置

生徒指導に係る体制の充実 650人

- ✓ 小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実

小学校教科担任制の計画的な推進 990人

- ✓ 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援

養護教諭の配置充実 104人

- ✓ 複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ

学校事務体制の機能強化 222人

- ✓ 複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設

※ このほか、自然減（▲7,800人）や加配定数の見直しによる合理化減等（▲2,692人）を計上

外部人材の拡充

■ 教師を補助する支援スタッフの配置

【補習等のための指導員等派遣事業（115億円）の内数】

教員業務支援員の配置 29,720人（28,100人）

- ✓ 全ての小中学校への配置支援に加え、教師の業務負担が過重な学校への重点配置を支援

<事業内容>

教師が担う授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポート

副校長・教頭マネジメント支援員の配置 1,300人（1,300人）

- ✓ 副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

■ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置

【いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（100億円）の内数】

SC・SSWの配置 37,500校（37,500校）

- ✓ SC・SSWの基盤となる配置に加えて、課題に応じた重点配置

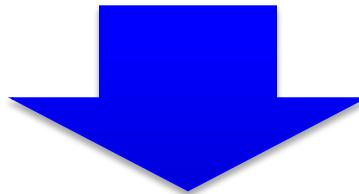
校内教育支援センター支援員の配置 4,000校（2,000校）

- ✓ 校内教育支援センターを拠点として、不登校傾向の児童生徒に対して学習支援・相談支援を行う支援員を配置

学校統廃合に関する財政制度等審議会建議での指摘

<財審建議(令和7年12月2日)での指摘>

- 小中学校施設は第2次ベビーブームにあわせて建築されたものが多くなっており、今後順次更新時期が到来することとなる。また、令和32年(2050年)までに全市区町村の約3割が人口半数未満となる見通しであることも踏まえると、各地方公共団体においては、地域の実情を踏まえつつ、将来の児童生徒数の見通し等を踏まえて学校規模の適正化(統廃合等)を適切に進めていくことが重要である。
- 人口減少に伴う小規模校化のデメリット(中略)を解消する一方、スクールバスの配置などにより統合のデメリットを無くしていく配慮があわせて求められる。
- 国庫補助の事業採択等に当たり、各地方公共団体の個別施設計画について、「児童生徒数の将来推計を踏まえて策定すること」や「統廃合の方針の記載」を求めていくことが必要である。



学校施設整備については、文部科学省において、年度内に「施設整備基本方針」（※）を改定予定
→児童生徒数の将来推計等を踏まえた施設整備とするよう学校設置者に求めていく方向。

（※）義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律により、文部科学大臣が学校施設の整備の目標に関する事項等を「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」として定めることとされている。

目 次

1. 教育・科学技術予算の全体像
2. 教員の働き方改革
3. いわゆる教育無償化の実現（高校授業料・給食費、奨学給付金）
4. 高等教育予算の抜本改革（国立大学、私立大学）
5. 科学技術予算の改革
6. 宇宙政策、その他重点分野の予算
7. 文化庁予算
8. スポーツ庁予算

いわゆる教育無償化の実現

いわゆる高校無償化

<主な内容>

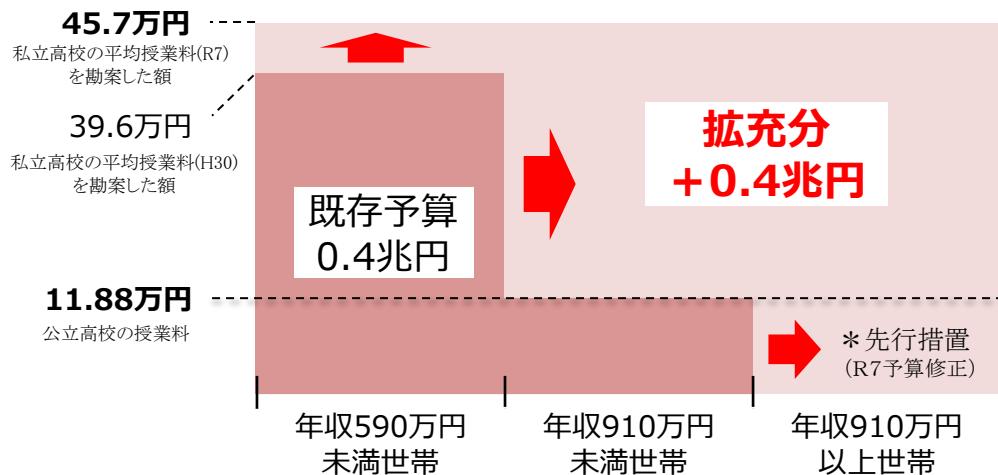
- 収入要件：撤廃
- 支給上限：私立全日制 39.6万円 ⇒ 45.7万円 等
 - * 外国籍生徒・外国人学校は制度対象外
(ただし、予算事業による支援を継続)

うち0.1兆円はR7に先行措置（予算修正）

所要額（公費ベース） +3,800億円程度

<国10/10 ⇒ 国3/4・都道府県1/4>

→ R8当初（国）：+1,876億円（拡充分）



学校給食費の抜本的な負担軽減 (いわゆる給食無償化)

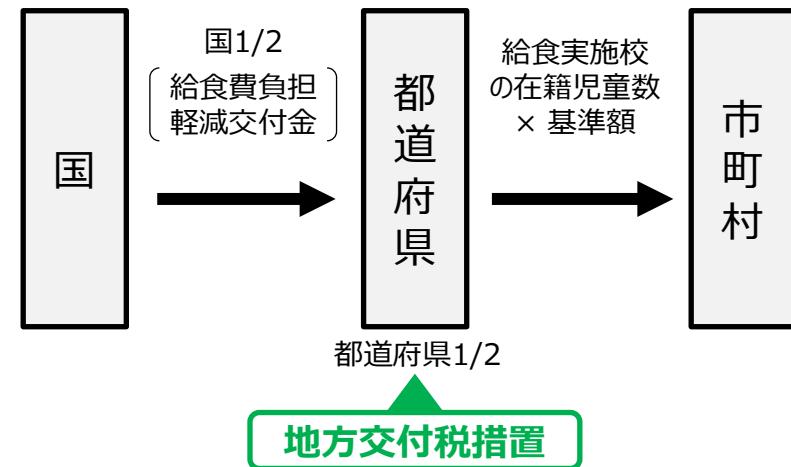
<主な内容>

- 対象：給食を実施する公立小学校
- 基準額：5,200円/月（児童一人当たり）
 - * R5実態調査の平均額約4,700円に近年の物価動向を加味
 - * 基準額を超える部分は、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収することが可能

所要額（公費ベース） +3,300億円程度

<国1/2、都道府県1/2>

→ R8当初（国）：+1,649億円



- ✓ 公立高校支援については、R7補正で高校教育改革促進基金2,950億円を措置し、高校教育改革を先導するパイロットケースの創出に取り組む都道府県を支援
- ✓ 高校生等奨学給付金については、低中所得世帯（年収490万円未満相当）へ拡充し、補助率を1/2に引き上げ（R7当初比+170億円）

公立高校改革、高校生等奨学給付金

公立高校改革支援 (高等学校教育改革促進基金の創設)

令和7年度補正予算額：2,950億円 支援期間：3年程度

- ✓ 各都道府県に基金を設置し、類型に応じた高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及

改革先導校の類型

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した課題解決能力の獲得に向け、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現する。

理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生みだす力を育成するため、理数的素養を身に付けつつ、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた文理融合の学びを実現する。

多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学びの提供を実現する。

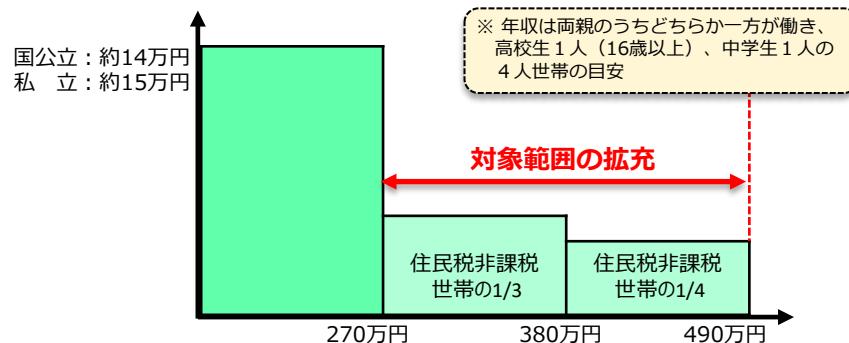
高校生等奨学給付金の拡充

令和8年度予算案：322億円 (+170億円)

- ✓ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充するとともに、国庫補助率を1/3から1/2へ引き上げ

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

<令和8年度 支援スキーム>



<令和8年度予算案 給付額>

世帯区分	年収270万円未満 (生活保護世帯・ 住民税非課税世帯)		拡充部分			
	国公立	私立	年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)	年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)	国公立	私立
生活保護世帯	32,300円	52,600円				
上記以外の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円
						13,030円

当分の間税率廃止・いわゆる教育無償化の安定財源確保

所要額

いわゆる教育無償化

高校 0.4 +^a
給食 0.3

当分の間税率廃止

ガソリン
1.0

軽油
0.5

*「+a」 ①公立高校支援：高校教育改革促進基金（R7補正）、②高校生等奨学給付金：低中所得世帯（年収490万円未満相当）への拡充（+0.02）

財源

歳出改革
0.24

租税特別措置見直し等
1.20

賃上げ促進税制見直し
極めて高い所得の負担の適正化 等

継続検討
(R9税制改正)

所要額

教育
0.37

ガソリン
1.0

教育
交付団体分
0.30

軽油
0.5

財源

歳出改革
0.10

租特見直し等
交付税法定率分除く

0.74

歳出改革
0.14

継続検討
道路関連インフラ保全の重要性、
物価動向等やCO2削減目標との
関係にも留意しつつ検討

租特見直し等
交付税法定率分 等
0.46

継続検討
(地方安定財源)

初年度分
0.10

初年度分
0.09

追加的な税外収入
(銀行等保有株式取得機構剰余金 等)

初年度分
0.18

地方財政措置

目 次

1. 教育・科学技術予算の全体像
2. 教員の働き方改革
3. いわゆる教育無償化の実現（高校授業料・給食費、奨学給付金）
4. 高等教育予算の抜本改革（国立大学、私立大学）
5. 科学技術予算の改革
6. 宇宙政策、その他重点分野の予算
7. 文化庁予算
8. スポーツ庁予算

高等教育に関する財政制度等審議会建議での指摘

<財審建議(令和7年12月2日)での指摘>

- 人口減少が見込まれる今後においても教育の質を持続的に確保・発展させていくためには、地域間のバランスも踏まえた上での大学の戦略的な統合・縮小等の再編や撤退の促進、あるいは大学の新設等の際の審査の厳格化により、**大学全体の規模の適正化を図っていくことが喫緊の課題**となっている。

◆国立大学

- 国立大学が果たすべき役割の整理の下、それを踏まえ**更なるメリハリ強化**が必要であると同時に、我が国の**基礎研究力の維持・向上に留意**しつつ、**運営費交付金に対する外部獲得資金及び競争的資金の割合を更に高める**などの観点からの制度改革を、第4期までの配分ルールの効果検証を行った上で、検討する必要がある。

◆私立大学

- 「経営改革計画」については**教育の質に関する指標も含むKPIを設定**して進捗を管理し、進捗状況に応じて**私学助成の更なる減額・不交付措置を適用**することで、**抜本的な経営判断を促すべき**である。
- 私学を含む各大学の教育の質を評価する仕組みとして認証評価制度がある。本年5月取りまとめの建議で提言したように、(i)絶対的な教育の質、(ii)学生への付加価値、(iii)地域・社会で求められる人材育成といった3つの観点で評価し、評価結果を数段階に分けて差が出るようにした上で、**それに基づいた私学助成のメリハリを強化していく必要がある**。

◆18歳人口、大学数、学生数、教員数の変化

	平成元年	令和6年	
18歳人口	198万人	109万人	▲89万人
大学数	499校	813校	+ 314校
学生数	193万人	263万人	+ 70万人
教員数	12万人	19万人	+ 7万人

◆学生10万人当たり高等教育機関の国際比較

	学生10万人当たり 高等教育機関数
日本(2024)	31
アメリカ(2021)	19
イギリス(2022)	14
ドイツ(2022)	10
フランス(2022)	5

授業料全額を対象とする
授業料ローン制度あり
(政府が大学に代理納付)

授業料は完全に無償

高等教育（国立大学法人運営費交付金）

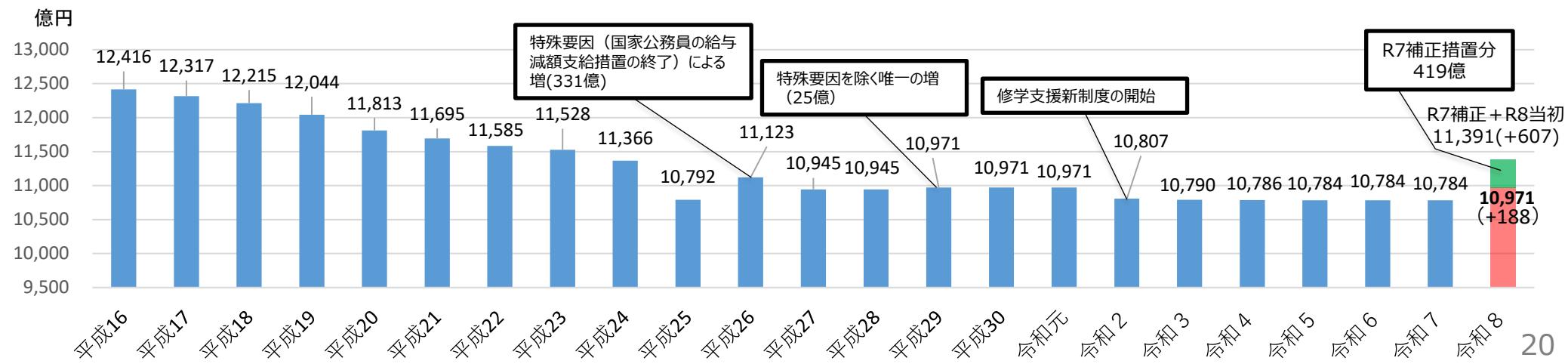
- 国立大学法人運営費交付金について、R7補正予算において人件費上昇への対応として419億円を措置。R8当初予算においては、物価上昇等が継続する中においても、国立大学における①基礎研究の充実、②文理融合、③学長による経営改革、④自己収入確保策の強化を図る観点から、特殊要因を除き過去最大となる188億円を増額する（10,971億円）。
- 今後見込まれる大学進学者数の急減（2024年の63万人から2040年の46万人）に対応し高等教育機関全体の規模の適正化を図るため、国立大学の定員見直しや私立大学の再編・統合などに向けた取組を、来春以降進めることとし、骨太方針において具体的な方向性や道筋を示す。

<国立大学法人運営費交付金の拡充等内容>

- 国立大学における、以下の取組についてインセンティブを与える観点から、当該取組を実施する国立大学に対して、運営費交付金を重点的に措置する【188億円】（国立大学経営改革補助金（R7年度53億円）の見直し分を含む）
 - 基礎研究の充実 ··· 教員の自由な発想に基づく研究を支える研究費の確保等
 - 文理融合 ··· データサイエンス教育の強化等
 - 学長による経営改革支援 ··· 学長主導の教育・研究組織再編等
 - 自己収入確保策の強化 ··· 留学生受入れに資する環境整備のための授業料見直し、共同研究の推進等

取組を実施する大学に
重点措置

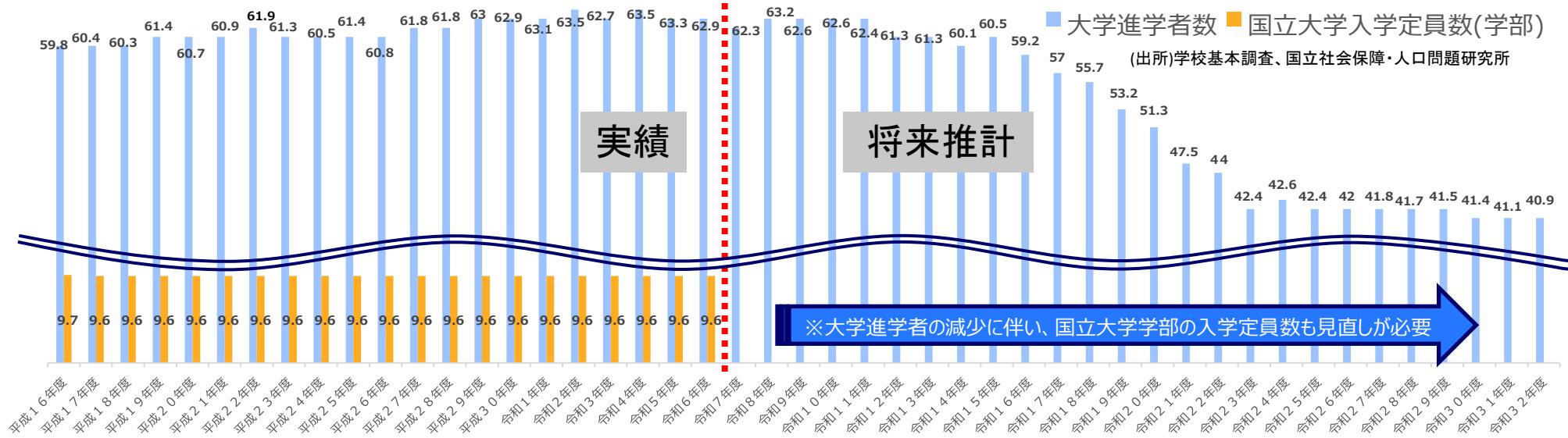
<国立大学法人運営費交付金（当初予算）の推移>



国立大学の組織改革

- 平成16年の法人化以降、国立大学学部の入学定員数は殆ど横ばいで推移。今後、大学進学者数の急速な減少が見込まれる中、国立大学学部の入学定員数の見直しに向けた取組を進める必要。
- 人口減少下における規模の適正化と教育・研究の質の維持・強化を両立する観点から、国立大学の統合・再編についても合わせて検討が必要であり、第5期中期目標期間（令和10年度～令和15年度）に向けて、各国立大学法人において検討。

◆大学進学者数と国立大学学部の入学定員数の推移(万人)



<国立大学の統合・再編の実績（H16年度以降）>

89大学（H16時点）⇒ 81法人・85大学（R7時点）

平成17年10月

- ・ 富山大学、富山医科薬科大学及び高岡短期大学
⇒ 富山大学

平成19年10月

- ・ 大阪大学と大阪外国語大学 ⇒ 大阪大学

令和2年4月

- ・ 岐阜大学と名古屋大学 ⇒ 東海国立大学機構

令和4年4月

- ・ 小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学
⇒ 北海道国立大学機構
- ・ 奈良教育大学と奈良女子大学 ⇒ 奈良国立大学機構

令和6年10月

- ・ 東京医科歯科大学と東京工業大学 ⇒ 東京科学大学

私立大学の経営改革

- 経営状況が悪い大学等を対象として策定を求める「経営改革計画」については、その進捗状況に応じて私学助成の減額等を講ずることとし、指導を行っても自主的な経営改善が見込まれない場合は統合・撤退等を勧告し、抜本的な経営判断を促す。
- 令和8年度当初予算においては、研究力の高い大学、理系人材や地域に必要な人材の育成を行う大学への支援を強化。

<「経営改革計画」による規模適正化の推進>

(スケジュールのイメージ)

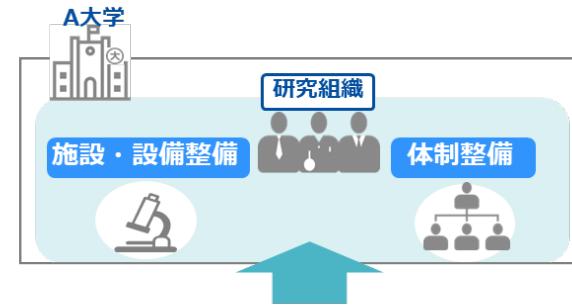


<私学助成の配分のメリハリ強化>

◆教育研究の質が高い大学への重点投資

【イノベーション創出に向けた私立大学等の教育研究環境整備支援
(R8予算案：13億円(新規))】

- 高い研究力を有し、全学的な取組によって新たなイノベーションの創出等に向けた計画を策定する大学を10校選定。
- 施設・設備整備費と経常費を一体的かつ重点的に支援することで、日本の競争力を高める拠点機能を強化。



施設・設備整備費と経常費の一体的支援

◆地域・社会で求められる人材を育成する大学への重点投資

以下の大学については、教育研究経常費に係る私学助成の学生一人あたり単価を引き上げることとした。

- ✓ 理系人材を育成する大学
- ✓ 地域への貢献度が高い大学 (客観的な指標によって評価)
※「地方にあることのみをもって加算されることがないよう基準を見直しつつ、貢献度が高い大学への加算額を更に引き上げ。」

目 次

1. 教育・科学技術予算の全体像
2. 教員の働き方改革
3. いわゆる教育無償化の実現（高校授業料・給食費、奨学給付金）
4. 高等教育予算の抜本改革（国立大学、私立大学）
5. 科学技術予算の改革
6. 宇宙政策、その他重点分野の予算
7. 文化庁予算
8. スポーツ庁予算

科学技術予算に関する財政制度等審議会建議での指摘

<財審建議（令和7年12月2日）での指摘>

- 科学技術振興費については社会保障に次ぐ3倍の伸びを示してきた（中略）。しかし、論文生産性（予算100億円当たりのTop10%論文数）が米国の1/2、英国の1/5と低水準に留まっている。研究開発費を積み増しさえすれば研究力が向上する訳ではなく、構造的な要因を分析し、改革していくことが必要である。
- 昨年の建議において、その構造的な阻害要因を「若手研究者の活躍機会の乏しさ」、「研究の国際性の乏しさ」、「資金配分の硬直性」という3つの要因で示したところである。今後の科学技術政策においては、予算額をいたずらに拡大することではなく、こうした構造的問題への対処を優先し、若手が研究に専念できる環境整備や申請手続きの改善、審査体系の見直し等とあわせて、投入した研究費が基礎研究の充実や我が国経済社会の発展に真に資するように競争的資金の制度や在り方を抜本的に改革すべきである。

◆構造的な問題への対処

※ 令和6年11月「令和7年度予算の編成等に関する建議」の内容を要約

若手研究者の活躍機会

- Top10%論文の著者の半数以上は40歳未満である一方、国立大学本務教員に占める若手研究者の割合は低下傾向
- ⇒ 若手研究者を登用する人事制度改革の推進、科研費等の競争的資金の若手シフト
- ⇒ 学内事務負担の軽減やタスクシフト等研究時間を増加させる取組の推進

研究の国際性

- Top10%論文の内訳に占める国際共著論文の割合がほかの主要先進国と比べて低く、研究者の国際的な移動も低水準
- 国際的に注目を集める研究領域や学際的・分野融合的領域への参画数が低い
- ⇒ 科研費等の競争的資金において研究開発の国際化を促す政策誘導の強化

資金配分の硬直性

- 科研費の新規採択課題に係る分野別配分額の割合がほぼ一定で推移し、大胆な分野シフトが起こっていない
- ⇒ 国際性重視等の科研費の評価要素改革
- ⇒ 研究領域の硬直性などの課題の解決に資する施策の重点化を行い、省庁間の施策の整理を行うなど、政策資源の効果を高める取組の推進

科学研究費助成事業（科研費）等の改革

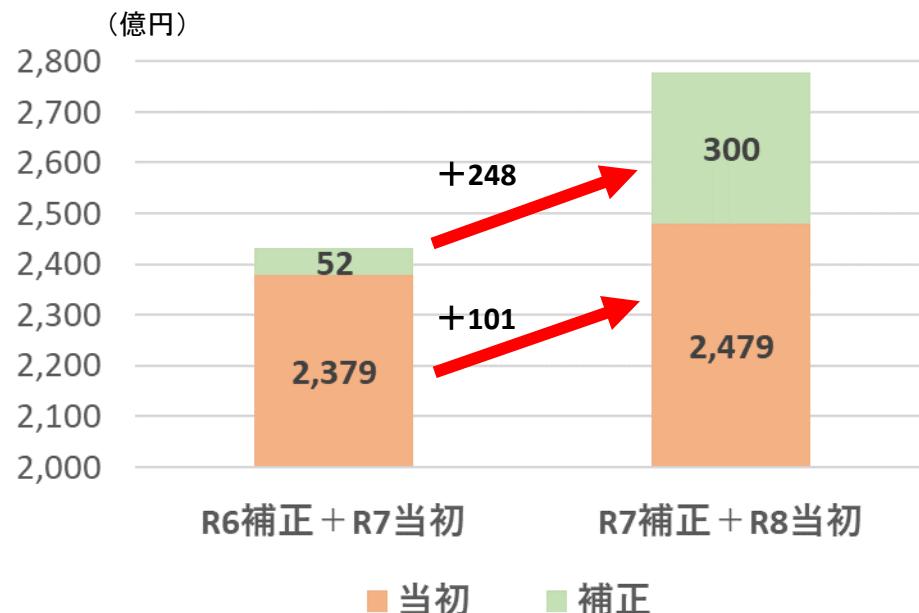
- 基礎研究の充実強化のため、科学研究費助成事業（科研費）を大幅に増額する中で、財政制度等審議会建議の指摘に基づき、競争的資金に係る構造的な問題の改革を推進。
- 科学研究費助成事業（科研費）

[2,479億円]

(R7補正300億円)

既存の研究費の在り方の抜本的な改革を行うこととし、若手研究者の挑戦を積極的に促すための若手支援強化枠の設定や、国際性の高い研究に対する配分を拡充し、分野硬直性を打破することを条件に、大幅に増額(+101億円)。

(当初予算での100億円以上の増額は15年ぶり)



補正予算における基金化

R7補正において、若手研究者が参画する研究種目（学術変革領域研究（B））や、国際共同研究の比率が高く、ポスドク・博士課程学生等の雇用が可能な研究種目（基盤研究（S））を基金化することで、研究費の柔軟な使用を可能とともに、手続き負担を軽減し、若手研究者の研究時間・機会を確保。

【科研費の研究種目の構成】



他予算・制度との連携・接続等

- ・AI for Science事業（R7補正370億円）によるAIを活用した研究の高度・加速化（生産性向上）
- ・先端研究基盤刷新事業（R7補正530億円）による共同利用設備・機器拠点形成を通じた、若手研究者等のアクセス環境整備
- ・経済界と学術界の関係強化（民間の基礎研究グラントの掘り起こし・接続等）

目 次

1. 教育・科学技術予算の全体像
2. 教員の働き方改革
3. いわゆる教育無償化の実現（高校授業料・給食費、奨学給付金）
4. 高等教育予算の抜本改革（国立大学、私立大学）
5. 科学技術予算の改革
6. 宇宙政策、その他重点分野の予算
7. 文化庁予算
8. スポーツ庁予算

宇宙政策に関する財政制度等審議会建議での指摘

＜財審建議（令和7年12月2日）での指摘＞

- 今後、世界の宇宙産業市場は令和 17 年（2035 年）に 1.8 兆ドル（約 270 兆円 ※1）になるとの予測もある中で、我が国においても民間事業者による研究開発、事業化が可能な分野については、**民間主導、民間資金を活用した研究開発、事業化を推し進める必要**がある。
- そのため、宇宙分野への民間資金供給拡大を図る方策を検討・推進し、官民の役割分担の整理を進めた上で、民間事業者の持つ技術力を最大限活用する観点から、**JAXA の射場の有効活用、ロケット打上コストの低減、国内・海外の商業衛星打ち上げ需要の取り込み**を実現すべきである。

※1 1 ドル = 150 円で換算

◆宇宙政策の課題と目指すべき将来像

	現 状	目指すべき将来像
研究開発	官主導（JAXA含む）、国費中心による研究開発。特に基幹ロケットはJAXAが限られた民間事業者の関与のもと開発を行っており、競争環境が乏しい	民間事業者が自ら資金調達の上、技術革新を推し進める。国等は民間事業者が提供するサービスの調達（アンカーテナント）、制度整備、民間事業者等が困難な分野・領域の研究開発に注力
射場	JAXAの保有する射場は国の基幹ロケットのみ打上げ可能となっており、特定の事業者しか活用できない	政府が整備した施設・設備を開放し、当該施設・設備を活用した民間主導の開発に寄与
ロケットのコスト	基幹ロケットの打上げは独占的な市場構造の中で、価格低減インセンティブが薄く、他国より高コスト構造	競争を通じたロケットの開発コスト、打上げ価格の低減。国際競争力の強化
衛星打上げ需要	国内のスタートアップは、衛星を海外のロケットで打上げており、国内需要が海外に流出。他方、国内で打上げるロケットは官需に依存しており、海外衛星受託の例も少ない	民間ロケットも用いた国内衛星打上げ需要への対応に加え、海外衛星の打上げ需要を取り込みビジネス化

重要技術領域に係る研究開発等の戦略的推進

- AI・量子・バイオ・宇宙等の**重要技術領域に係る研究開発等**を戦略的に推進。
- 宇宙航空研究開発機構(JAXA)の研究開発 [1,548億円]
日本の**民間宇宙活動の成長**を目指し、次期宇宙基本計画を見据え、JAXAの技術基盤等の強化、基幹ロケットの研究開発の推進等とあわせて、**宇宙政策の転換**を推進。

民間宇宙活動の成長に向けて

 1. **民間事業者の役割の拡大**
 - ・今後、速やかに民間事業者主体の打上げへの移行
 - ・国内外商用衛星の受注大幅増
 - ・打上げ高頻度化
 - ・商業受注等への最適化
 2. **新興のロケット・衛星事業者等の育成、マーケット拡大**
 - ・新興宇宙事業者による打上げサービス等の早期実現
 - ・技術移転等を通じて民間の力を活用する方策の拡充
 3. **民間事業者のために、JAXAをより開かれた存在に**
 - ・JAXAロケット関連インフラ等の民間活用の推進
 - ・民間射場への支援や射場整備運用の在り方の検討
 - ・民間事業者等との協業の拡大、民間ビジネス共創の推進

◆我が国の基幹ロケット ◆国内宇宙スタートアップ企業数の推移

The chart shows the number of domestic space startup companies from 2015 to 2024. The data is as follows:

年	社
2015	16
2016	22
2017	32
2018	44
2019	57
2020	73
2021	83
2022	93
2023	102
2024	109

(出所) SPACETIDE COMPASS Vol.12を基に財務省にて作成

◆宇宙分野における研究開発費の資金割合

The chart compares research funding proportions between the US and Japan for 2010 and 2020.

国	2010	2020
米国	政府: 90%	民間: 10%
日本	公的機関: 83%	民間企業: 12%

・政府 : 90% → 65% (▲25%)
・民間 : 10% → 35% (+25%)

・公的機関 : 83% → 83% (▲2%)
・民間企業 : 12% → 12% (±0%)

(出所) McKinsey&Company/R&D for space: Who is actually funding it? (出所) 科学技術研究調査結果（総務省）を基に財務省にて作成
- 次世代医療実現バイオバンク利活用プログラム (新規) [41億円]
革新的な創薬等の次世代医療を実現するため、臨床情報等の充実した**バイオバンク** (※) の利活用を推進し、試料・情報を用いた**データ駆動型研究**やそれらを支える**研究基盤**を強化。

(※) 提供された細胞、血液等の生体試料や診療情報を医学研究に利活用する取組。
- 海洋・極域分野の研究開発 [400億円]
北極域研究船「みらいⅡ」の建造等による北極域研究、**南極地域観測**、研究船による**地球環境の状況把握**等を推進。
- フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発 [208億円]
国際約束の下核融合実験炉の整備等を行う**ITER計画**、世界最大のトカマク型超伝導プラズマ実験装置 (JT-60SA) の整備等の**ITER計画を補完・支援する研究開発**を行う活動等を推進。

(R7補正において発電実証を目指すスタートアップ支援 (エネ特200億円) 等)
- 科学研究向けAIモデルの開発・共用 (TRIP-AGIS) [25億円]
理化学研究所において、米国の研究機関との連携体制を構築しつつ、科学研究データを追加学習させることで、生命・材料など様々な科学分野で活用可能な**科学研究向けAI基盤モデルの開発を推進**。

(R7補正においてAI for Scienceによる科学革新プログラム (基金320億円) 等)

- Fundamental Quantum Science Program [11億円]
理化学研究所において、2030年代に日本が量子技術で世界をリードすることを目指し、**量子コンピュータの実用化等**に向けて**量子の基礎学理の研究**を推進。

(R7補正において拠点間連携によるイノベーション推進事業 (33億円) 等)

目 次

1. 教育・科学技術予算の全体像
2. 教員の働き方改革
3. いわゆる教育無償化の実現（高校授業料・給食費、奨学給付金）
4. 高等教育予算の抜本改革（国立大学、私立大学）
5. 科学技術予算の改革
6. 宇宙政策、その他重点分野の予算
7. 文化庁予算
8. スポーツ庁予算

文化庁予算に関する財政制度等審議会建議での指摘

<財審建議（令和7年12月2日）での指摘>

- 我が国の国立美術館・博物館は、全体に公費収益に対する入場料収入の割合が低い。（中略）その結果、国立美術館・博物館全体の7割以上で、その収入に占める国からの運営費交付金の割合が5割を超える状況である。
- 今後は、「博物館法」（昭和26年法律第285号）を見直した上で、受益者からの適切な入場料の徴収によって公費依存体質から脱却し、持続可能な収益構造に転換することで、日本が保有する貴重な国民的財産である文化財を後の世代に着実に引き継いでいくことが重要である。
- その一環として、諸外国の例も踏まえれば、税財源として負担している国費相当分について訪日外国人等を対象として入場料に反映するという二重価格の導入も検討すべきである。各館の夜間開館日や営業時間を増加させることにより、入場料収入の増加につなげることも検討すべきである。
- 集客上重要な展示品については、科学的知見を踏まえ、必要に応じ一定の対策を講じた上で、通年での公開を原則とするよう運用を改めることで、企画展ではなく常設展で国内・海外からの訪問客を増やし、運営できる収益構造に転換していくべきである。

◆（独）国立美術館における各館の収益能力差と国際比較

施設名	①入場料収入	②公費収益	公費が入場料収入の何倍か
国立西洋美術館	5.2億円	4.8億円	1倍
国立新美術館	3.0億円	8.0億円	3倍
京都国立近代美術館	0.6億円	3.6億円	6倍
国立国際美術館	0.7億円	5.8億円	8倍
東京国立近代美術館	1.2億円	11.5億円	10倍
国立映画アーカイブ	0.3億円	7.3億円	24倍
国立美術館合計	11億円	41億円	4倍
ルーヴル美術館	0.96億€（156億円）	1.03億€（168億円）	1倍
メトロポリタン美術館	0.53億\$（80億円）	0.23億\$（34億円）	1倍

◆経常費用を入場料収入で賄う場合の入場料（機械的試算）

施設名	一般料金	外国人料金	(参考)常設展料金
東京国立博物館	1,300円	3,100円	1,000円
九州国立博物館	1,400円	3,400円	700円
東京国立近代美術館	1,500円	4,000円	500円
奈良国立博物館	1,800円	4,400円	700円
京都国立近代美術館	2,000円	5,800円	700円

※一般料金については(一般管理費+人件費)/常設展来場人数により算出。
外国人料金については一般料金/(1法人全体の公費負担率)により算出。

令和8年度予算編成に係る文化独法改革等の方向性①

○ 次期中期計画において、各館の運交金依存度目標を記載するとともに、その達成のため、以下を含む自己収入増加に向けた具体的な取組を記載すること。

- 入館料の見直し（インバウンド向け二重価格の設定、法改正検討を含む）の実施
- 文化財の公開期限に係る運用見直し（展示期間の増加）
- 夜間開館日や開館時間の増加
- メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の郊外の収蔵庫については官民連携による特別見学等による事業収益化。本館の展示スペースを広く取ることを通じた、常設展の強化。

なお、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」の運用変更等を通じた、史跡における建築物復元の柔軟化についても、あわせて検討。

○ 自己収入増加のインセンティブを強化する観点から、各館ごとの運営費交付金のメリハリ配賦の仕組み（自己収入の実績・伸び率に連動）を導入することや自己収入の増加分の金額を自動的に運営費交付金から減額しないこと。



東京国立博物館 表慶館（上野）



国立映画アーカイブ（京橋）



国立国際美術館（大阪 中之島）

令和8年度予算編成に係る文化・独法改革等の方向性②

- 物件費・人件費高騰分への対応は毎年度予算編成で適切に措置。物件費の効率化係数については今期計画と同水準を引き続き設定（5年間で5%）すること。
- 次期中期計画期間において、以下の内容を含む各館の改革・再編を検討し着手すること。
 - 入館者数等に応じた組織再編（国立映画アーカイブ、国立工芸館等の在り方の検討（分館と本館の位置づけ見直し））
 - 民間の資金・アイデアを活用した東京国立博物館表敬館及び旧近衛師団司令部庁舎の有効活用
 - 国立国際美術館と大阪中之島美術館との連携や上野公園内の各美術館・博物館の連携
 - 運交金依存度目標を達成できない館の在り方を含め再編の検討
 - 再編・建替に際して、財政投融資、PFIの活用の検討



国立工芸館（金沢）

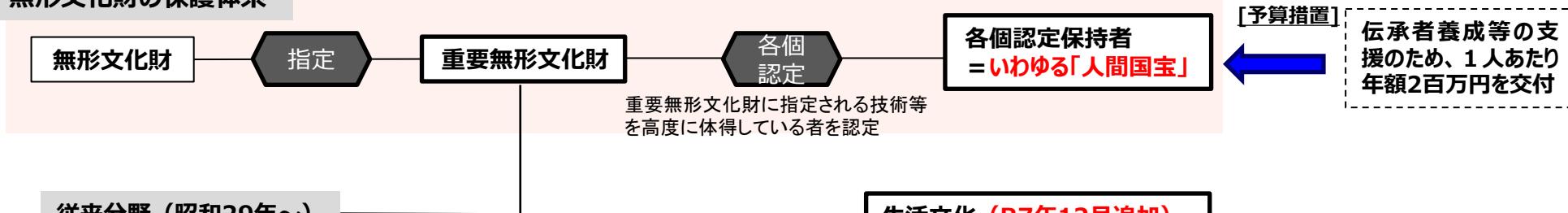


東京国立近代美術館
旧近衛師団司令部庁舎（北の丸）

いわゆる「人間国宝」の新規認定

- いわゆる「人間国宝」（重要無形文化財の各個認定保持者）に関し、昭和29年度の制度創設以来初めて、重要無形文化財の対象分野を拡大。「伝統的酒造り」や「京料理」などの食文化をはじめとする「生活文化」の分野が追加された。
- 令和8年度に、文化審議会での審議を経て、新分野における「人間国宝」が、最大10名認定される見通し。「人間国宝」には伝承者養成等の支援のため、1人あたり年額2百万円が交付されることとなっており、R8年度予算ではそのために必要な金額を確保。

無形文化財の保護体系



従来分野（昭和29年～）

予算上116名（現時点の認定者数は108名）

【芸能分野】…能楽、歌舞伎、舞踊など

重要無形文化財 54件

（うち各個認定39件、各個認定保持者55名）



重要無形文化財「京舞」
各個認定保持者
井上 八千代 氏

【工芸技術分野】…陶芸・染織・漆芸など

重要無形文化財 49件

（うち各個認定33件、各個認定保持者53名）



重要無形文化財「青磁」
各個認定保持者
神農 嶽 氏

生活文化（R7年12月追加）

予算上10名追加（令和8年度に認定予定）

伝統的酒造り



糀銘をもつ生菓子
(煉切・こなし)



煉切・こなしの例

加工館を用いて、生菓子（煉切・こなし）に、個々の菓銘にも表される四季折々の風物等の意匠を表現する技術。（写真の菓銘は「向日葵（ひまわり）」）

京料理



料理としつらい

手揉み製茶



製茶中の風景

加賀料理



加賀料理の品目

加賀藩による文化振興策の影響を大きく受けながら発達した、主人によるもてなしの演出、料理人による調理、女将・仲居による接遇、それぞれの技術。

目 次

1. 教育・科学技術予算の全体像
2. 教員の働き方改革
3. いわゆる教育無償化の実現（高校授業料・給食費、奨学給付金）
4. 高等教育予算の抜本改革（国立大学、私立大学）
5. 科学技術予算の改革
6. 宇宙政策、その他重点分野の予算
7. 文化庁予算
8. スポーツ庁予算

スポーツ庁予算概要

- スポーツ庁予算は、東京大会招致決定（H25.9）、スポーツ庁設立（H27.10）等を経ながら増加を続けており、令和8年度予算案は、平成24年度の約1.5倍まで増加（H24：235億円 → R8:368億円（R7：363億円）※デジタル庁計上予算を含む）。
- 令和8年度スポーツ庁予算案においては、地域スポーツ環境の総合的な整備充実、持続可能な競技力向上体制の確立等やスポーツを活用した地域社会・経済の活力創出の強化を推進。

（主な事業）※金額はR8当初予算案、（）はR7当初予算

1. 地域スポーツ環境の総合的な整備充実

部活動の地域展開等の全国的な実施 50億円（32億円）
<R7補正：58億円>

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

- ①休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
- ②経済的困窮世帯の生徒への支援
- ③地方公共団体等の推進体制の整備等 ※

（2）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応 ※

（3）中学校における部活動指導員の配置支援

（4）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等 ※

※は全部もしくは一部をR7補正予算にて対応

パラスポーツの振興 8億円（6億円）

東京2020パラリンピック、東京2025デフリンピックのレガシーを更に継承・発展する観点から、障害の有無にかかわらずスポーツに親しむ環境づくりを推進するとともに、パラスポーツ団体と民間企業等との連携を促進し、パラスポーツの普及・振興を図る。

2. 持続可能な競技力向上体制の確立等

競技力向上事業 105億円（104億円）

持続的に主要国際競技大会等で活躍するアスリートを輩出するため、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動を支援するほか、ロサンゼルス2028大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な取組に対する支援を実施。

3. スポーツを活用した地域社会・経済の活力創出の強化

学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための先進モデル構築事業（新規） 1.2億円

スポーツ産業が有する知見やノウハウを活用するとともに、学校体育館等の既存のスポーツ施設を有効活用し、生涯を通じて運動・スポーツの継続を可能とするプログラムを開発、先進モデルの全国展開。

自治体の既存スポーツ施設の有効活用

×

民間企業のノウハウの活用

↓ モデル地域
で試行

生涯を通じて運動・スポーツの継続を可能とする
「生涯スポーツの先進モデル」の構築、展開

（イメージ）

○自治体所有の学校体育館の管理運営を民間フィットネス企業に委託。（未利用時間の有効活用、職員の施設管理業務負担低減）

○企業は自らの持つプログラム等を活用し、体育館の未利用時間において地域住民へ運動機会を提供。生涯スポーツを推進。